

学校法人 国際共立学園 後援会

第53回 定例総会

日時：令和5年6月13日（火）午後11時

場所：国際理容美容専門学校 新館（8F）

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5-17-12

電話 03-3803-6696

【報告事項】

1. 令和4年度 事業報告
2. 令和4年度 収支決算報告
3. 会計監査報告

【決議事項】

1. 令和5年度 活動方針
2. 令和5年度 収支予算案
3. その他

令和4年度 事業報告

【活動方針】

不透明な社会情勢の中だからこそ、学校法人国際共立学園後援会として学園の有為な人材養成を図る教育活動に賛同、支援を奨励し、さらに人材活躍の環境を支える協力体制が必要不可欠である。

そのために、後援会会員相互の情報共有や学びの場としての研修会、就職活動における活動支援を実践し、後援会サロン全体の活性化、強いては業界そのものの活性化に繋がる活動を推進していくこととする。

【事業内容】

1. 会員の研鑽を目的とした研修会の企画・開催

(1) 定例総会の開催

日時：令和4年5月10日(火) 11:00～国際理容美容専門学校 新館8Fにて開催

(2) 会員対象研修会

① 日時：令和4年8月23日(火) 16:30～開場 17:00～開始

場所：国際理容美容専門学校 新館8F

内容：Z世代の思考やトレンドについて

講師：株式会社リクルート Division 統括本部 まなび進学情報 Division 専門学校営業部
大宮 真琴氏

② 日時：令和4年10月18日(火) 15:30～開場 16:00～開始

場所：アートホテル日暮里ラングウッド2F

内容：1部 教員と学生・生徒によるパネルディスカッション

・将来の展望

・就職活動で大切にしている事 等

2部 特別講演

「たった60分で印象を劇的にUPする3つの方法」

講師：ビジネスマナー研究所株式会社 代表取締役 藤村 純子氏

(3) 新春賀詞交歓会企画・開催

日時：令和5年1月10日(火) 12:30～開場 13:00～開会

場所：ホテルニューオータニ 鳳凰の間

2. 学生・生徒募集および学校諸行事への助成事業

(1) 学生・生徒募集における広報活動への助成

- ・高校内ガイダンス、会場進学ガイダンス
- ・体験入学、学校見学会、入学説明会等の実施
- ・学校案内、募集要項作成等
- ・美翔祭（卒業記念ヘアショー）
- ・匠すと（校内技術コンテスト）

(2) 後援会会員紹介の入学者に対する入学金の半額補助

- ・専門課程 6名(一人 50,000 円) 高等専修学校 4名(一人 80,000 円)
- 計 10名 620,000 円

(3) 「学業成績優秀者給付金」(奨学金)の給付

- ・専門課程各科 2名 高等専修学校 1、2年各科 2名(製菓衛生師調理師科 2年生は 1名のみ該当) 計 15名 (一人 50,000 円) 750,000 円

(4) 学校諸行事への助成

- ・入学式、卒業式のスタンド祝花 計 6基 (1基 16,500 円)

3. 就職活動に対する協力と補助

- ・サロン説明会
- ・実務実習

4. 新規会員の入会増強活動の継続

- ・新規入会サロン斡旋した会員に対する謝礼 (QUO カード) 提供
- ・新規入会サロン数 理容 11 件、美容 19 件 (会員紹介理容 2 件、美容 1 件)
- ・現在の会員数 理容 148 件 美容 213 件 エステ 5 件 計 366 件

令和4年度 収支決算報告

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

収入の部			支出の部	
科目	詳細	決算額	科目	決算額
入会金	-----	260,000	学生・生徒教育募集補助	350,000
年会費*		5,225,000	総会費	55,000
その他の収入	雑収入	1,024	会員研修費	527,730
*年会費詳細	理容の部 美容の部 エステの部	1,910,000 3,235,000 80,000	新年会補助	746,739
			就職関連諸活動補助	350,000
			美翔祭・匠すと補助	1,000,000
			広報媒体発行補助	300,000
			学業優秀者給付金	750,000
			標語カレンダー	187,220
			会議費	217,106
			振込手数料	7,889
			通信費	445,006
			事務費	6,000
			入学金半額助成	700,000
			慶弔費	99,000
			会員幹旋費	9,000
			雑費	1,136
前年度繰越金		3,221,645	次年度繰越金	2,955,843
計		8,707,669	計	8,707,669

監査報告

令和4年度の収支明細表・帳簿・伝票等について監査したところ、すべてに誤りがなく表示してあることを認めます。

令和 5年 5月 18日

監査担当 林 久仁彦  印
 監査担当 堀田 智洋  印

令和5年度 事業活動方針案

【活動方針】

- ・後援会会員同士の交流促進、情報共有、意見交換などを通じ、互いのスキルアップや協力体制の強化を図り、より良い社会を創造すること。
- ・時代の変化に対応し、柔軟に対応できる能力を身につけるための支援・教育活動に注力し、学生、生徒の成長と発展を支援すること。

【事業内容】

1. 会員の研鑽を目的とした研修会の企画・開催
 - (1) 定例総会の開催
 - (2) 会員対象研修会
 - (3) 新春賀詞交歓会企画・開催
2. 学生・生徒募集および学校諸行事への助成事業
 - (1) 学生・生徒募集における広報活動への助成
 - (2) 後援会会員紹介の入学者に対する入学金の半額補助
 - (3) 「学業成績優秀者給付金」(奨学金)の給付
 - (4) 学校諸行事への助成
3. 就職活動に対する協力と補助
4. 新規会員の入会増強活動の継続

令和5年度 収支予算案

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

収入の部			支出の部		
科目	予算額		科目	予算額	
入会金	150,000		学生・生徒教育募集補助	500,000	
年会費*	7,020,000		総会費	250,000	
*年会費詳細		理容の部	2,860,000	会員研修費	900,000
		美容の部	4,060,000	新年会補助	1,700,000
		エステの部	100,000	就職関連諸活動補助	500,000
				美翔祭・匠すと補助	1,000,000
				広報媒体発行補助	300,000
				学業優秀者給付金	800,000
				標語カレンダー	250,000
				会議費	400,000
				振込手数料	120,000
				通信費	500,000
				事務費	40,000
				入学金半額助成	1,000,000
				慶弔費	200,000
				会員幹旋費	20,000
		雑費	1,000		
雑収入	-----		予備費(未回収会費含)	1,644,843	
前年度繰越金	2,955,843		次年度繰越金	-----	
計	10,125,843		計	10,125,843	

学校法人国際共立学園後援会会則

- 第 1 条 本会は学校法人国際共立学園後援会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局を学校法人国際共立学園内に置く。
- 第 3 条 本会は学校法人国際共立学園の発展向上のための後援、学校教育の普及紹介に努めるとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行なう。
(1) 学園の発展向上のための各種後援
(2) 会員に学園及び理美容教育事情の紹介、資料の提供
(3) 会員の講習会、研究会等の開催
(4) 従業員の指導
(5) 本会を理容の部、美容の部、エステの部に分け活動する
(6) その他、本会の目的に必要な事業
- 第 5 条 本会は本会の趣旨に賛同し、会則にもとづいて入会の申込みをした者をもって組織する。
2 本会に入会できるものは、原則、理容店、美容店、エステサロンのオーナー（開設者）とする。但し、それ以外の者が入会を希望する場合でも、第4条（5）区分に入会することができる。
- 第 6 条 本会の入会金は1口1万円とし、入会の際これを納入する。
- 第 7 条 本会の会費は1口1カ年2万円とし、毎年8月末日までに納入する。
但し1月から3月末までの新規加入者は次年度の会費を納入したものとみなす。
- 第 8 条 本会の運営は入会金、会費等をもってこれにあてはめる。
- 第 9 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。
- 第 10 条 本会の会務運営のため次の役員をおく。
会長1名、副会長2名、会計2名、幹事若干名、監査2名。
- 第 11 条 幹事及び監査は総会において選任し、会長は幹事の互選により副会長は会長の指名によりこれを定める。役員任期は2年とし、再任は2回まで、定年を3期とする。
- 第 12 条 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 第 13 条 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは職務代行する。
- 第 14 条 幹事は役員会に出席し、会務執行に関する事項を協議する。
- 第 15 条 会計は金銭の出納にあたる。
- 第 16 条 監査は本会の経理を管理し、会員総会において監査報告を行う。
- 第 17 条 会議は役員会、及び総会とする。
- 第 18 条 定例総会は毎年1回とし、臨時総会は必要に応じてこれを開く。
- 第 19 条 役員会は必要に応じて随時これを開く。
- 第 20 条 会議は出席者の過半数をもってこれを決する。
- 第 21 条 本会会則の変更は総会の決議を経なければならない。
- 第 22 条 会費を3カ年滞納した会員は脱会したものと見做す。
なお、脱会する場合は脱会時点までの会費を納入することとする。
- 第 23 条 後援会慶弔は以下のように定める。
1. 後援会役員として3期（6年）在任した者には退任の際、学校より感謝状及び記念品を贈り感謝の意を表する
2. 後援会会員が、結婚又は国家的表彰（例 勲章・大臣賞等）を受賞した時は、次のようにお祝い金又は記念品を贈る。
(1) 結婚した場合：お祝い金として金1万円を贈り、慶意を表する。
(2) 受賞した場合：役員会に諮り、相当の記念品を贈り、慶意を表する。
3. 後援会会員が死亡した時は、次のように弔意を表する。
(1) 会員の場合：香料として金1万円を贈り、弔意を表する。
(2) 役員の場合：香料金1万円と花輪1基を贈り、後援会代表が参列し弔意を表する。
4. 規定1～3以外の事項又は特別と見なされる事項が発生した場合は、役員会が適当と見なした方法で施行する。
5. ただし、同条の1及び2項の適用においては、事前又は事後1ヶ月以内に、事務局まで通知があった場合のみとする。また、同条の3項においては、事後1ヶ月以内に事務局まで親族より報告があった場合とし、更に後継者が、引き続き後援会会員として在籍する場合のみとする。
6. 同条5項以外の事項が発生した場合は、会長一任とする。
- 第 24 条 本会会則に定めのない事項は役員会においてこれを決する。

附 則

- 1 会則は、平成7年4月1日より施行する。
- 2 この改正会則は、平成12年6月20日より施行する。
- 3 この改正会則は、平成14年6月18日より施行する。
- 4 この改正会則は、平成15年6月22日より施行する。
- 5 この改正会則は、平成26年5月14日より施行する。
- 6 この改正会則は、令和4年5月12日より施行する。

学校法人 国際共立学園

後援会役員一覧

[任期] 自 令和 4年6月 至 令和 6年 5月 (敬称略)

役 職	氏 名	サ ロ ン 名	住 所
会 長	長谷川 雅一	ヘアメイク パッセージグループ	東京都調布市
副会長	大森 桂介	(株)サロンド・オオモリ	東京都墨田区
副会長	向井 理紗	(株)Ces Lions	東京都渋谷区
会計	舘野 朋子	(株)Liens	千葉県松戸市
会計	黒川 恵介	(株)クレス	東京都板橋区
幹事	小垣内 昌文	(有)ROSSO	東京都北区
幹事	海老原 法次	株式会社 三信	東京都台東区
幹事	二本木 修	(有)OSA	埼玉県川口市
幹事	手塚 英之	ヘアサロン大野グループ	東京都中央区
監査	林 久仁彦	株式会社 ROGUE	東京都葛飾区
監査	増田 智洋	(株)toco laso	千葉県松戸市